

成年後見もやい

発行者：特定非営利活動法人成年後見もやい
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

第15号

2024年5月発行

(電話) 052-746-9395

(FAX) 052-746-9396

koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

<https://seinenkoukenmoyai.net/>

■ 成年後見もやい延べ受任件数 100 件超えました。

6月となり2024年も半分を過ぎようとしています。皆様はいかがお過ごしでしょうか。成年後見もやいは2024年度21件の新規受任をし、延べ受任件数が100件を超え102件となりました。6年間でここまでの受任があったことは、知的障害者に特化して受任してきたことや、親や支援者の『「親なきあと」問題』への関心の高まりがあったからであると考えております。詳しい受任件数は後ろに掲載します。



■ 認定 NPO 法人の認定

さて、成年後見もやいは2024年の3月に認定NPO法人として名古屋市から認定を受けました。認定NPO法人とは高い公益性及び適正な運営管理をしている法人として認められたNPO法人のことをいいます。成年後見もやいは2020年ごろから認定に向けて準備をしていました。その後2023年10月から認定に向けて動き出し、2024年3月29日に成年後見もやいは認定NPO法人となることになりました。



認定NPO法人になると、そのNPO法人に寄付をした方は寄附金に対して税制の優遇があります。次ページ以降、優遇措置について解説を掲載しております。

■ これから

成年後見もやいが事務所を開設して6年でここまでできたことは、皆様のご理解・ご支援があったからだと思えます。これからもより良い後見業務、信頼される組織づくりをしていくことに努めますので宜しくお願いします。

● 認定 NPO 法人の税制優遇措置について

1. 個人から認定 NPO 法人への寄付した場合

個人が認定 NPO 法人等に寄附をすると、所得税(国税)の計算において、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

① 所得控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

【算式】

寄附金の額の合計額 - 2千円 = 寄附金控除(所得控除)額

(注) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

② 税額控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

【算式】

(寄附金の額の合計額 - 2千円) × 40% = 税額控除額

(注1) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

(注2) 税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

認定 NPO 法人等に対する寄附金のうち条例で指定されている寄附金や、NPO 法人のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で個別に指定されている寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます。

【算式】

(寄附金の額の合計額 - 2千円) × 10% = 税額控除額

(注1) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の30%相当額が限度です。

(注2) 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

都道府県が指定した寄附金は4%

市区町村が指定した寄附金は6%

(都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

所得控除を選択した場合

(例1) 給与収入300万円の方が1万円寄附した場合、**所得税400円**税額が減少。

(例2) 給与収入500万円の方が1万円寄附した場合、**所得税800円**税額が減少。

(例3) 給与収入700万円の方が1万円寄附した場合、**所得税1,600円**税額が減少。

(計算式)

所得税額の減少額
⇒ 課税所得 × 所得税率 - (課税所得 - (寄附金 - 2千円)) × 所得税率 (例1:5%, 例2:10%, 例3:20%)

税額控除を選択した場合

(例1) 給与収入300万円の方が1万円寄附した場合、**所得税3,200円**税額が減少。

(例2) 給与収入500万円の方が1万円寄附した場合、**所得税3,200円**税額が減少。

(例3) 給与収入700万円の方が1万円寄附した場合、**所得税3,200円**税額が減少。

(計算式)

所得税額の減少額 (税額控除を選択した場合)
⇒ (寄附金額 - 2千円) × 40%

なお、税額控除額の上限は所得税額の25%



2. 法人から認定 NPO 法人への寄付した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄付をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

特別損金算入限度額の適用について 法人が認定 NPO 法人等に寄附をすると、一般の NPO 法人に寄附した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けてられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

認定・特例認定 NPO 法人に対する寄附金に係る損金算入限度額

資本がある法人(期末資本金の額×0.375%+所得金額※×6.25%)×1/2

資本がない法人 所得金額※×6.25%

一般の寄附金に係る損金算入限度額

資本がある法人(期末資本金の額×0.25%+所得金額※×2.5%)×1/4

資本がない法人 所得金額※×1.25%

※所得金額=所得金額(当期純利益に税務調整をした額)+寄附金の支出額



3. 個人が相続または遺贈により取得した財産を NPO 法人に寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人(特例認定 NPO 法人は適用されません)に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄付をした場合、その寄付をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

相続又は遺贈により財産を取得した人が、認定 NPO 法人(特例認定 NPO 法人は適用されません)にその取得した財産を寄附した場合には、その寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません。

※税制優遇をするためには確定申告をする必要があります。したがって、今年度から領収書は 12月～翌年1月に郵送いたします。

● 成年後見もやいの受任状況

	在宅	GH	施設	入院	計
後見	5	47	19	1	72
保佐	2	13	3	0	18
補助	2	0	0	0	2
計	9	60	22	1	92

終了件数 11 件（死亡 10 件、引継ぎ 1 件）



● 後見事務について

2023 年度後見業務を行い、以下の特徴がありました。

①相続に係るケース

相続に係るケースがいくつかありました。一つ目は親が亡くなり、子に相続となり相続財産を調べたところ、預金・不動産（マンション）・車・株式・保険と多種多様な財産が見つかりました。現在もひとつずつ相続の手続きを取っています。2 つ目は親が亡くなり、子が相続人となるところまでは一緒でしたが、調べたところ借金があり、本人の資力では支払うことが困難であるため相続放棄をすることになりました。3 つ目のケースは親が事前に公正証書遺言を作成していたケースで遺言執行者として信託銀行が定められていたので信託銀行にお願いしたケースもありました。一言で相続といえどもいろいろな場合がありました。

②病院の対応を行ったケース

本人が病気やけがにより病院に搬送されて対応をするケースも多くなりました。1 つ目は深夜に緊急搬送され、入院の手続きをするために出勤したことがありました。施設の方が病院で待っており、もやいが病院に行ったところでバトンタッチをいたしました。2 つ目は本人が難病に罹りその対応をしたケースです。その時は支援者とともにも病院へ行き何度か説明を聞いたうえで入院の手続きを行い最終的には手術が行われました。

このほかにも③携帯電話の契約をしてほしいという依頼や④引っ越しをしたため、住所変更やそれにかかわる手続きをしてほしいというケースもありました。